



様式第九号(第十条の六関係)

令和6年1月11日 相模原市指令(産指)第33号

許可番号 第 09820172918 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目17番13号

氏名 株式会社日本フードエコロジーセンター

代表取締役 高橋 巧一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎



許可の年月日	令和5年10月1日
(初回許可年月日)	平成25年10月1日)
許可の有効年月日	令和10年9月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

産廃中間処分(破碎・発酵)

(2) 産業廃棄物の種類

破碎・発酵: 汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上必要な措置

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年10月1日 許可更新

令和5年12月26日 変更届け(処理能力、保管施設)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 なし

(日本産業規格 A列4番)



2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

相模原市中央区田名塩田一丁目10214番7及び10215番6 (2049.08㎡)

(2) 中間処理施設

破碎・発酵施設 処理能力 49 t/日 (24時間) 1基

ただし、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理量の合計が、日量49 tを超えないこととする。

(3) 保管施設

ア 受入廃棄物保管施設

混合廃棄物 (汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ) 置場 (プラスチック製容器)

保管面積 32.4 ㎡ 最大保管量 81 ㎥

イ 処理後廃棄物保管施設

混合廃棄物 (廃酸、汚泥) 置場 (ステンレスタンク)

保管面積 6.3 ㎡ 最大保管量 32 ㎥

以下余白